

## 札幌市中央卸売市場資源リサイクル施設整備事業に係るリサイクル方式 の策定及び設備等設計並びに環境影響調査業務プロポーザル実施要領

平成 23 年札幌市告示第 1582 号に基づくプロポーザルの募集については、札幌市契約規則、札幌市物品等又は特定役務の調達事務の特例を定める規則その他関係法令に定めるもののほか、この実施要領によるものとする。

### 1 告示日 平成 23 年 7 月 15 日

### 2 契約担当部局

〒060-0012 札幌市中央区北 12 条西 20 丁目 2-1 水産棟 4 階  
札幌市経済局中央卸売市場管理課 電話 011-611-3111 FAX 011-611-3138

### 3 業務名

札幌市中央卸売市場資源リサイクル方式策定及び設備等設計並びに環境影響調査業務

### 4 背景

札幌市は「温暖化対策推進ビジョン」に基づき、市民・事業者・札幌市が一体となり、これまで以上に温暖化対策を推進するとともに、生物多様性や生活環境の保全に向けた取り組みを推進しているところである。また、「スリムシティさっぽろ計画」に基づき、市民・事業者・札幌市の協働によるごみ減量・リサイクルの取り組みをさらに推進している。

そのような中で市有施設においても、食品残渣等の堆肥化や飼料化による食品リサイクルの推進により、ごみの減量化及びリサイクルの徹底を図ることが求められている。

札幌市中央卸売市場は北海道を代表する卸売市場であり、札幌圏及び周辺地域を中心に、道内、国内さらには海外とも結ばれる生鮮食品の流通拠点である。

しかし、長引く景気の低迷や日本人の食生活の変化、食品流通等の多様化、さらに市場外流通の増加などにより、市場流通における取扱量、取扱額がともに減少し続けており、その結果市場の財政状況も大変厳しい状況が続いている。

のことから、市場財政において将来に向かって安定的な運営を続けるための抜本的な経営改革を進めることが喫緊の課題となっており、市場管理費用の中でも多額となっている廃棄物（生ごみ等）処理費用については大幅な経費節減が必要と考えている。

### 5 目的

札幌市中央卸売市場から排出される廃棄物を再利用可能な資源として効率的にリサイクルし、より一層環境にやさしい市場としての取り組みを進め、安定的な運営をしながら経費の節減を図るためのリサイクルの方式及び機械設備の仕様等を

選定し、その仕様に基づく機械設備の設計及び当該設備設置に伴う生活環境影響調査業務を実施する。

また、当業務は、生ごみの飼料化を含む廃棄物のより効率的なリサイクル方式の提案を求めるものであり、価格のみの競争入札等では所定の性能を満足させることはできない。よって、プロポーザルにより企画提案を公募するものである。

## 6 市場の概要

- (1) 名称 札幌市中央卸売市場
- (2) 位置 札幌市中央区北12条西20丁目2-1
- (3) 敷地面積 129,748 m<sup>2</sup>
- (4) 主な施設 水産棟、青果棟、管理センター、水産保冷配送センター、センター ヤード、立体駐車場、廃棄物集積所
- (5) 取扱高 (平成22年度)
  - ア 取扱量：青果物302,439トン、水産物117,451トン
  - イ 取扱額：青果物62,972,764千円、水産物98,102,698千円
- (6) 関係事業者(平成22年度)  
卸4社、仲卸60社、売買参加者582人、買出入332人、関連事業者27社

## 7 業務の対象施設

- (1) 名称 廃棄物集積所
- (2) 位置 札幌市中央区北12条西20丁目2-1
- (3) 面積 858 m<sup>2</sup>
- (4) 廃棄物排出量及び処理費用 (平成22年度実績) 別添資料集のとおり
- (5) 各図面類 別添資料集のとおり

## 8 業務概要

- (1) 業務内容
  - ア 札幌市との協議によるリサイクル方式の確定
  - イ 確定リサイクル方式における機械設備の製造に係る設計等の策定
  - ウ 設備設置予定機器類の規格・仕様における各種環境影響調査の実施及び報告
- (2) 予算  
本業務の予算は4,000千円
- (3) 当該事業における設備の使用可能面積  
廃棄物集積所内550m<sup>2</sup>程度(廃棄物集積所は425m<sup>2</sup>の増築を予定しており、全 体で1,283m<sup>2</sup>程度の面積となる)
- (4) 履行期限
  - ア 上記(1)ア及びイ 平成24年3月31日まで
  - イ 上記(1)ウ 平成23年10月28日まで

## 9 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 平成 23・24 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「一般機械器具製造業」又は「一般機械器具卸小売業」に登録されている者であること。
- なお、上記名簿に登録されていない者でこのプロポーザルに参加しようとするものは、速やかに資格審査申請を行う必要がある。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 企画提案書の提出期限日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (5) 企画提案する機械設備等の知識を有する技術者を本業務の担当者として従事できること。
- (6) 過去に、同様の設備の設計業務または資源リサイクル等に係る設備、機器類等の納入実績があること。
- (7) 事業協同組合等がこのプロポーザルに参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独でのプロポーザル参加を希望しないこと。
- (8) 共同請負については、共同請負を認める札幌市契約規則第 29 条第 2 項及び物品・役務事務取扱要領第 94 条第 1 項に該当しない契約となるため、認められない。

## 10 提案内容

札幌市中央卸売市場は、現在の廃棄物集積所を資源リサイクル施設として整備し生ごみを飼料化するなどリサイクルの高度化を図ることによって廃棄物の総排出量を半減させることを目指している。

本プロポーザルにおいて企画提案を求める内容を以下に示す。

- (1) 札幌市中央卸売市場内で毎日発生する廃棄物を、敷地内において処理し、効率的な再資源化等を行い、環境負荷の軽減及び廃棄物の減量化を図ることができるリサイクルの方法並びに設備等の提案。
- (2) その工程において、安全・安心な市場のイメージを損なわないよう、周辺地域の生活環境（大気質、騒音、振動、悪臭）に配慮することができるリサイクルの方法及び設備等の具体的な提案。
- (3) 長期的観点に立って、ランニングコストの軽減を図ることなど、イニシャルコストも含め費用対効果を最大限考慮し、安定的な運用を続けるための実施方式の提案。
- (4) 設備の運転及び施設の運営主体は札幌市で行うことを原則とするため、施設整備後に札幌市が効率的で安定した事業展開を図るための、必要人数及び施設内の人員の配置等の運営体制についての提案。
- (5) 過去に同様の業務の実績があれば、それを本業務にどのように生かせるか。

## 11 提案に係る条件

- (1) ランニングコスト等も考慮したうえで、廃棄物の総処理費用を 50% 以上削減す

る効果があること(イニシャルコストは除く)。対象とする廃棄物は、別添資料集のとおりである。

ただし、生ごみについては、販売可能な飼料化を行うものとする。

- (2) 産業廃棄物処理施設となるため、「札幌市産業廃棄物処理施設設置等ガイドライン」に沿って周辺の生活環境に配慮した設備とし、その調査の手法は「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(平成18年9月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)に基づくこと。
- (3) 施設の運営時間は午前4時から午後3時までの時間帯内で設定すること。
- (4) 本業務における企画提案が採用された後、実際にその企画提案に基づく設備等を製造設置する場合の総事業費(設備導入に伴う施設の増築部分は除く)は、310,000千円以内とする。

## 12 参加表明書及び企画提案書等の提出

- (1) 作成要領

別紙1のとおり。

- (2) 提出方法

持参又は郵送とする。

- (3) 提出期間

平成23年7月22日(金)から平成23年8月31日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日並びに平成23年7月27日(水)及び平成23年8月15日(月)を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで。なお、郵送の場合は、配達記録にて平成23年8月31日(水)必着とする。

- (4) 提出場所 上記2のとおり。

## 13 選定方法

- (1) 参加表明書及び企画提案書の審査

ア 提出された参加表明書及び企画提案書については、選定委員会において書類審査し、不備がなければ企画提案書による一次審査を行う。

イ 一次審査は、200点満点で採点する。企画提案者が多数の場合には一次審査のうえヒアリング対象者を選抜する場合がある。なお、一次審査の結果、候補者なしとする場合もある。

ウ 一次審査の結果は、確定後直ちに企画提案者全員に通知する。

- (2) 最終審査(ヒアリング)の実施

(日時及び場所は別途通知する。)

ア ヒアリング(非公開)の出席者は業務担当者、技術者等を含め3名以内とし、時間は1社当たり説明20分、質疑20分程度とする。

イ ヒアリングにあたって、企画提案書に基づくパワーポイント等により説明を行ってもよいが、事前にその旨申し出るとともに、パソコンは応募者が用意すること。プロジェクター、スクリーンは札幌市で用意するが、必ず事前に動作確認を行うこと。

ウ ヒアリング時も200点満点で採点する。一次審査の点数は、ヒアリング時の

点数に加算しない。

エ 上記9参加資格を満たす者の企画提案について、下記14の選定基準(配点)に基づく総合点数方式により選定委員会において選定を行い、最高得点の企画提案を行った者を最優秀企画提案者とし、札幌市契約規則に基づき、随意契約により契約を締結する。

オ 最優秀企画提案者の決定後直ちに、最高得点に次ぐ得点の企画提案を行った者を次順位企画提案者として選定する。最優秀企画提案者と契約に至らなかつた場合は、次順位企画提案者と業務委託に関して協議を行う。

(3) 選定委員会委員構成

外部委員4名、内部委員(市職員)1名

14 選定基準(200点満点、カッコ内は配点)

(1) 業務をよく理解していること。(10点)

ア 札幌市中央卸売市場の特性や本事業の背景等を良く理解した上での提案内容となっているか。

イ 本市場の廃棄物の状況及び求める資源リサイクル施設の内容をよく理解しているか。

(2) 実施体制が適切であること。(15点)

ア 業務従事者の経験、実績等の妥当性、有効性の観点から、業務を円滑に進められる執行体制となっているか。

イ 本市場の求めに応じて、迅速に対応できる体制の提案となっているか。

(3) 十分な業務実績があること。(10点)

ア 業務全体を円滑に進められると判断できる十分な業務実績があるか。

(4) 市場内での処理に適するリサイクル方法となっているか。(20点)

ア 市場の廃棄物を、市場敷地内で効率的にリサイクル可能な方式及び設備の提案となっているか。

イ 環境負荷の軽減及び廃棄物の減量化(ランニングコスト等も考慮したうえで、廃棄物の総処理費用を50%以上削減する効果があること)を図ることができるリサイクルの方式並びに設備の提案となっているか。

ウ 生ごみについて、販売可能な飼料化となるリサイクル方式の提案となっているか。

エ 販売することを前提とした運営体制や販路想定等(販売品のストック、販売先や輸送手段等)が提案の中に考慮されているか。

(5) 環境に配慮した方法、設備概要等の提案内容となっているか。(25点)

ア 資源の循環型社会の推進(フードリサイクル)など、環境に配慮された具体的な提案内容となっているか。

イ 周辺地域の生活環境対策として大気質、騒音、振動、悪臭のすべての項目に 対策、対応を考えているか。

ウ 札幌市産業廃棄物処理施設設置等ガイドラインの内容に沿った提案内容となっているか。

- (6) 長期的なランニングコストの軽減を図れる方法、設備概要等の提案内容となっているか。(80点)  
ア 提案に基づく設備等を製造及び設置する場合の費用が概算事業費の範囲内であるか。  
イ 提案に基づく設備等を製造及び設置する場合の費用が必要最小限に抑えられているか。  
ウ 減価償却等を含め費用対効果を最大限考慮した提案内容となっているか。
- (7) 運営体制等を考慮した提案内容となっているか。(10点)  
ア 札幌市が運営主体となることを前提とした、効率的で安定した運営体制となっているか。  
イ 提案に基づく資源リサイクル施設の運営時間は、午前4時から午後3時までの時間帯内に設定されているか。
- (8) 実績を生かした提案となっているか。(10点)  
ア 過去の同様の業務の実績を本業務に対して十分に生かした提案となっているか。
- (9) 提案全体として適切なものになっているか。(20点)  
ア 業務の円滑な進行に寄与する独創的なアイディアが提案されているか。  
イ 提案全体として、特定項目に必要以上に偏らず、バランスの良い提案となっているか。  
ウ 的確性、柔軟性のある提案となっているか。  
エ 具体性のある提案となっているか。

## 15 その他注意事項

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金　要(契約金額の100分の10)。ただし、札幌市契約規則第25条の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 参加者に要求される事項  
このプロポーザルに参加を希望する者は、本要領、その他関係書類について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求ることはできるが、企画提案書提出後は、それらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。
- (4) 契約書の作成  
企画提案書の決定後、当該提案者から本契約履行に係る見積書を徴し、札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内での価格提示があった場合に、当該提案者と遅滞なく契約書を交わすものとする。
- (5) 契約条項　別紙2契約書及び仕様書のとおり。
- (6) 企画提案に係る一切の経費は参加者の負担とする。
- (7) 提出後の企画提案書等の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (8) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (9) 提出期限までに必要な提出書類を提出しなかった者は、企画提案書の提出及びヒアリングへの参加はできないものとする。
- (10) 参加表明書及び企画提案書の提出後においても、いつでも参加を辞退するこ

とが出来る。また、辞退を理由に以後の指名選考、選定等について一切不利益な取扱いを受けるものではない。

- (11) 企画提案書は提案の評価、審査以外に企画提案者に無断で使用しない。
- (12) 選定された企画提案書を公開する場合には事前に企画提案者の同意を得るものとする。

(13) 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する企画提案書等は、無効とする。

- ア 本要領に示した参加資格のない者がした企画提案書等
- イ 事前に委員へ接触する等、選定結果に影響を与えるような不適切、不誠実な行為を行った者がした企画提案書等
- ウ 虚偽の記載をした企画提案書等
- エ その他企画提案書等の提出に当たり札幌市契約規則第 11 条各号の一に準ずる行為を行った者がした企画提案書等

- (14) 札幌市は、契約後の設備設計や仕様において、提案書の提案内容に拘束されないものとする。

- (15) 札幌市は、所定の手続きを経た後、本業務の受託者に対して当該機械設備の製造・設置の発注を予定する。ただし、本プロポーザルの提案に基づく、機械設備の設計及び生活環境調査等の業務履行の結果、提案内容を満たすことができないこととなったとき、または、当該機械設備の製造・設置に係る予算が成立しなかつたときは、この限りではない。

- (16) 本調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるため、札幌市入札・契約等審議委員会の提案等により、企画提案書の採用取消し、契約締結又は契約執行の停止等があり得る。

- (17) 業務の対象施設である廃棄物集積所の見学について、上記 12 の(3)の期間内の午前 9 時 00 分から午前 12 時 00 分まで及び午後 1 時 00 分から午後 2 時 00 分までの時間帯で随時受付する。なお、廃棄物集積所の見学中は、本プロポーザルに関する口頭による質問は一切受け付けない。ただし、廃棄物集積所自体の機能についてのみ、口頭により説明を行う。

- (18) 本プロポーザルに関する質問は、別紙 3 の質問票により受付し、質問内容及び回答は札幌市中央卸売市場のホームページへの掲載により公表する。なお、質問票 1 枚につき 1 つの質問とし、質問は平成 23 年 7 月 22 日から平成 23 年 8 月 5 日までの間に郵送、FAX の方法によってのみ受付する。

16 提出書類説明書及び各種様式等の交付期間

上記 12 の(3)の提出期間と同様とする。

17 提供資料

- (1) 位置図
- (2) 配置図
- (3) 廃棄物集積所平面図、立面図、構造図等
- (4) 廃棄物排出量及び処理費用（平成 22 年度実績）

別添のとおり